

論 說

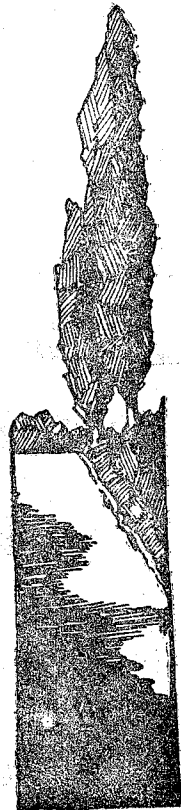
都市計畫事業と起債

田 中 廣 太 郎

過般市長等の或る集會で都市計畫事業に就ての談が始まり政府當局に對し之れが爲めの起債を認めるやう異口同音に要求された。本文はそれに關する感想の一端を述べたものである。

一

都市計畫事業の財源としては、都市計畫法第八條に種々なる目的税 (Zwecksteuer) が列擧されて居り、又同法第六條に受益者負擔の規定があることは人の周知してゐる如くである。而して此等の目的税の中には、其他勅令ヲ以テ定ムルモノと規定されてゐて、都市計畫法制定の當時には勅令を以て創設されることを政府も考へ、一般人も豫期してゐた所得稅割、土地増價稅、間地稅の如きものも含まれ



てゐるのである。然るに同法制定後間もなく所得税割は其の本税たる所得税が國防費充實の爲め大正九年に改正を加へられて大増税となつたときに其の地方附加税に關し貴族院に於て種々の議が起り結局其の附加税負擔の加重となるのを抑制したので政府は此の貴族院の空氣に鑑み都市計畫特別税とは云へ同様の結果を見るべき所得税割の創設は之を差控へるのが適當だといふことに決意してその設定の案はそのまま握潰となつて仕舞つたのである。仄聞する所に依れば所得税割は都市計畫法制定の當時之を都市計畫特別税として勅令で以つて指定することに内務大藏兩省の内議が纏つてゐたさうであるが上述のやうに其の後の天下の形勢一變でお陀佛となつて仕舞つてゐるのは都市計畫事業の爲め惜しいことである。其の他土地増價税間地税も筆者が他の機會に於て屢々述べたやうに今は差當り實現の可能性のないものになつて仕舞つてゐる。(參照雜誌地方行政昭和五年八月號乃至十一月號)

然しながら此等の特別税が全部整備したならば都市計畫事業は之を以て其の巨費を支辨してどんなに施行しゆける心算で立法されてゐたのであらうか。成程各特別税の總てを其の制限満度迄賦課するとしたならば相當程度の財源が得られる。それと受益者負擔金の課徴とに依つて將來に負擔を殘さずして都市計畫事業を行ふのが一番宜いかも知れない。然しそれは單に理想に止まつて仕舞はないであらうか。現實の問題として道路の新設改修等の都市計畫事業を行ふに當つては都市に於ては用地費に巨額を要する。而かも一時に迅速に相當の用地を買収するの必要がありさ

うせず、に半歩的の道路修築等を行ふやうなことであつては頗る不經濟的にして市民に不便不利なること云ふ迄もない。即ち斯種の事業は一時に巨費を要すべき性質を具備するものであるに拘らず、他面之れが財源たる方を見るに、都市計畫特別税を以て一時に巨大の負擔を市民に荷はすことは容易ならぬことであるのみならず、それでも尙且其の財政的需要を充足するに十分でないし、受益者負擔金にしても之を一時に課徴することは如何にも不自然である。然らば如何にして財政的調和を計るか。謂ふまでもなく其の財源は一時起債に俟つ外ないのである。それ故に適切なる事業施行の爲めには、概して一時的に巨費を要すべき都市計畫事業の如きものの合理的財源は究極公債なりと斷じて謬がないのである。

二

此の如く觀じて來ると、非募債政策は都市計畫事業の合理的經營の否定であると謂はねばならなくなるのである。

政府は今尙地方債に關する非募債主義を改めないやうである。從來所謂非募債政策なるものは、時の經濟事情に依つて屢々採られ、其の理由に多少の相違があるが、這回のそれは金解禁といふ政策を實行することの目的の爲めにせられたものと思はれる。金解禁それは既に實施された。而して其の跡始末は一體何時になつたならば終了を告げるのであらうか。所謂非募債政策は如何なる公私

の經濟狀態が現出されたならば廢されるのであるか。若しも内閣が其の大政策遂行上必要として此の主義を一度採用した以上之を轉換することは看板の塗變となり、政治的攻撃の標的となるから之を改めることが出来ないと謂ふやうな事であるならば、それこそ地方團體はいゝ迷惑である。今日地方の社會生活上の福利増進に必要な施設は多く存してゐて、而かも我國の公共施設は歐米諸國と比して概して遜色がない、詰り我國民はそれだけ社會生活上他國民に比し不利であり、不快である状態に置かれて在り、其の生産に於ても將た消費に於ても不利不便なる生活條件の下に活動しなければならぬといふ境遇に沈むてゐるのであつて、之を改善することが生産及消費の兩方面に於ける我國民の經濟力を増大する所以であるのに、若しそれが内閣などの自己的觀念から阻止されてゐるやうなことがありとするならば、甚だ悲しむべきことゝ謂はねばならないであらう。それ故に若し金解禁の善後措置としての非募債政策が撤廢して宜い時期であるとするならば、政策の更新こそ望ましいのである。尤も政府は非募債政策といふ看板を掲げてはゐるが、最近に於ては起債許可の方針を實質上緩和してゐるやうである。地方債の許可額累年表は明かにそれを示してゐる。

備考 新規地方債許可額は昭和二年度二億七千七百萬圓、昭和三年度三億一千一百萬圓であつたのが、昭和四年度には一億六千三百萬圓に激減した。然るに昭和五年度に於ては再び増して二億五千六百萬圓となり、非募債政策を聲明しない以前に復した感がある。或はまだ昭和二、三年度頃よりは少ないと云ふかも知れないが、昭和二年度新規起債許可額中には震災

復舊費の起債三千三百萬圓が含まれて居り、それを差引けば許可額は二億四千四百萬圓であり、昭和三年度新規起債許可額中の震災復舊費債三千九百萬圓を控除すればその許可額は二億七千一百萬圓となり、昭和五年度新規起債許可額中より震災復舊費債一千萬圓を控除したるものは即ち二億四千六百萬圓であるから、それと比較するに、全く同一程度の起債許可をなしてゐるものと認めることが出来るのである。

或は今日の如く地方債許可額の増大したのは失業救済の爲めであつて非募債主義の原則は破棄されたものでないと言ふかも知れないが、元來失業救済のみを目的とした事業の費用の爲めに地方債を起すことが出来るかは法制上甚だ疑はざるを得ない。府縣制、市制、町村制に依れば、公債を起し得るのは其の舊債を償還する爲め又は當該公共團體の永久の利益と爲るべき支出を要する爲め又は天災事變等の爲め必要ある場合に限られてゐる。(府縣制第一一七條、市制第一三二條、町村制第一二二條)

失業者の存在は天災事變の状態ではない。然らば失業者救済そのものは當該公共團體の永久の利益となるべき事業かと云ふに、應急的施設であつて永久的事业でないことも亦明かである。

それ故に失業救済はそれ自身が起債の目的ではあり得ない。起債の目的は何かの事業であつてそれが偶々失業救済といふ副目的を達成するに適する性質を有すると云ふことでなければならぬ。然らば即ち失業救済の起債を許すことは積極的の地方事業の費用に關する起債を許すことである。

實質的には非募債政策の撤回である。非募債政策に依つて地方事業が起興しないので、失業者の幾分がそれから出されてゐるのに對し、更にそれに職を與へる爲め積極的事業を行ふに要する資金としての地方債を認めるといふのであるから、廻りくどい非募債政策の廢止であると謂ふことが出来るやうである。何はともあれ地方は今や各種の公共施設及事業の施行の必要に迫られてゐながら、其の適當なる財源の無いのに困つてゐるときであるから、如何なる形式に於ても非募債政策の緩和されることはそれだけ喜ぶべきである。

三

凡そ地方債を國策の犠牲とすることは餘程の重大なる事由なき限り慘酷なことである。それ故に若し必要已むを得ずして地方債を抑止した場合には出来る限り速にそれを常態に復さすやうにしてやらなければならぬ。我邦の現行制度に於ては例へば私設會社の社債の如きは、如何にそれが巨額であつて一般金融界に大なる影響を與へやうとも、政府は之を取締つたり、之に統制を施すべき手段方法がないのである。然るに地方債に對しては偶々地方財政監督權を有する故を以て、之を一般金融狀況の如何に依つて制御するやうなことをするのは如何にも片手落のことと謂はねばならぬ。故に一般金融界に對し政府が統制權を有するの必要があるならば、公法人と私法人とを問はず、總てその負債を起すに對しての監督權を國家に留保すべきであつて、國家が偶々地方財政それ自

身に對する監督權を有するのを利用して、地方團體の公債に就て一般金融狀況に對する統制の目的の爲めに許否を左右するが如きは、地方財政を遇すること頗る酷に失せるものと謂はなければならぬと思ふ。

道路の新設改修等の都市計畫事業費の爲めの起債は其の資金の使途多く用地費と勞力費とに在る。用地費の爲めの支出金は土地の所有者等に渡され勞力費は勤勞者に支拂はれるのであるから、何れもそれは直に他に轉輾すべき性質を有し、決して固定性を有たないのである。種々の建造物施設の爲めの起債の資金が固定性を多分に有するのと異り、道路費等の起債は其の資金が循環性を有し、従つて金融を梗塞しないものである。今や經濟界の不況に際會し種々の産業も振興せず、遊資が徒に死藏されて、其の確實なる投資先を求めるやうな狀況に在る。此の如き秋に於ては其の資金を利用して、而かもそれを固定せしめることのないやうな道路改修等の都市計畫事業の爲めに使用することは頗る時宜に適したるものと謂ふことが出来るのである。政府も何時まで其の行懸りに捉はれず、虚心担懷に斯種事業の爲め非募債主義を緩和すべきである。一般金融狀況から見ても地方債許可方針を緩和してよいやうであり、失業救済等といふ公債を起す目的にもならない名目を假面に使用するが如きことなく、今や常態に復して堂々と地方の公債を許すべき秋が臻つてゐるのであるまいかと思はれるのに、況んや資金の固定性を有することの薄い道路費等の公債は其の償還財源の存する限り、どんく許しても宜いと考へられるのである。